

## 野沢温泉村の良好な景観づくりに向けた基本方針



## 新しい『野沢ルール』の提案



平成 23 年 3 月 野沢温泉まちづくり計画推進委員会

## ■ 1 目的

野沢温泉は、村民、事業者及び村の協働により「自然とともに歩み、歴史・文化・伝統が息づいた快適で誇り高い郷土」として自慢できる魅力的なまちなみ景観<sup>\*</sup>を創造することを目ざすものとする。

また、訪れた観光客が歩いて見たくなるまち、滞在してリフレッシュできるまち、村民が住んで満足できる景観を有するまちをめざし、これを実現することを目的として、この基本方針を定めるものとする。

## ■ 2 基本理念

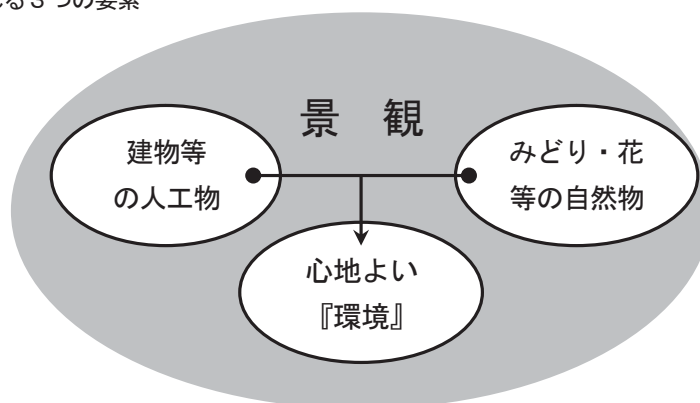
景観は村の資産であり、それぞれの通りを形成する景観は公共の財産であると位置付け、それぞれが景観形成の主体であるとの意識を共有し、村、村民、事業者の三者の協働のもと、野沢温泉村の特性を活かした景観形成に取り組んでいくものとする。

### ※『景観』の意味について

景観とは、通常は自然物及び人工物を含め、目に見える事象や環境の全てを指します。つまり景観とは建物や道路、橋などの人工物のだけでなく、緑や花など要素や背後の山などの自然物も大事になります。

この基本方針では、このような事に加えて、「景観」＝「心地よい環境」をつくることが重要と考えています。

#### ■景観に含まれる3つの要素



### ■ 3 環境デザイン協力基準

本村の良好な景観づくりを行うため、村全域に共通して適用する基準として、環境デザイン協力基準を以下のとおり定める。

この基準は、村、村民、事業者等、村の景観づくりに関わる全ての者が常に意識をし、遵守すべき基準として位置づけるものとする。

#### ■環境デザイン協力基準

| 項 目                        | 基 準                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)建築物を建築するときの事項           | ア 建物の外観（型、色）は、周囲の景観や美しい山並みの風景を大切にしたものとする。<br>イ 道路と接する建物部分は、公益性のある空間となるようにする。<br>ウ 車庫、物置、灯油タンクなどの付属物は、位置、材料、色などを工夫する。                                                                         |
| (2)美しい街並みをつくるための事項         | ア 広告物は色彩や大きさ等に配慮する。<br>イ 大規模な工作物を造るときは、色や形態に配慮する。<br>ウ 敷地の道路側にはゆとりの空間を配慮する。<br>エ 車の出入口や玄関の位置は、歩行者に配慮したものとする。<br>オ 村の中をながれる川は、道を利用する人にもうるおいのある景観となるようにする。<br>カ 外湯は歴史的な形態に配慮し、地区のシンボルとして大切にする。 |
| (3)花のある美しいふるさとの景観を育てるための事項 | ア 家庭、職場及び公共の用地に花や緑を増やし、うるおいのある空間を広げる。<br>イ 空き地及び道路沿に花木を植え、美しいふるさとの景観を育てる。                                                                                                                    |



## ■ 4 景観形成地域区分と区分毎の方針

### I. ゾーンの設定と方針

#### 1. 温泉情緒のある景観形成地域

##### 1) 区域の設定

温泉街を中心に立地する 10 カ所の共同浴場（外湯）により囲まれた地域及び、縁辺部に立地する 3 カ所の共同浴場（秋葉の湯、新田の湯、中尾の湯）の周辺の区域とする。

##### 2) 方針（新規）

本村の中心部として、温泉情緒豊かな悠久の香りがする街並みを目ざし、日本家屋を中心とした伝統的な温泉街の景観を維持形成する。

温泉街は、村民のみならず、多くの来訪者が訪れ、憩い、散策を楽しむ場所として、うるおいとゆとりのある空間づくりに配慮する。



●大湯前

##### 3) 景観づくり基準

|     |                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋 根 | ○建物の屋根は傾斜屋根とし、原則として壁・窓を保護する軒先とする。<br>○屋根の色は濃いグレー、茶系とする。                                                              |
| 外 壁 | ○外壁は土壁などの自然の素材をなるべく活用し、無彩色（白・グレー）か茶系の落ち着いた色彩とする。<br>○窓枠や外壁の塗装以外の腰壁の保護についても同様に、なるべく自然の素材を活用し無彩色（白・グレー）か茶系の落ち着いた色彩とする。 |
| 敷地内 | ○道路界との空間は出来るだけ取り、花等の植栽や、縁側的な休息空間を設けるなどにより、まちにうるおいとゆとりをもった心地よい空間の工夫をする。                                               |

#### 2. 冬の景観形成地域

##### 1) 区域の設定

日影ゲレンデ付近から中尾駐車場までの道路沿道の区域とする。

##### 2) 方針

冬の景観形成地域では、スキー場の冬の風景と調和する、機能的で統一された景観を目指すものとする。

スキー場に接する地域であり、温泉街の情緒ある景観から、違和感なくゲレンデへとつなげる景観形成を目指す。



●長坂ゲレンデ付近

### 3) 景観づくり基準

|     |                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋 根 | ○傾斜屋根として、色は濃いグレー、茶系を基本として、原色を利用することを避ける。                                                                             |
| 外 壁 | ○外壁は雪原と調和する、無彩色（白・グレー）を基本として、原色を利用することを避ける。<br>○外壁の一部や窓枠などは、木材などの自然の素材をなるべく活用し、無彩色（白・グレー）か茶系の落ち着いた色彩とし、温泉街との連続性に配慮する |
| その他 | ○街灯などの道路内公共物については、ゲレンデに調和するデザインとして統一性を持たせる。                                                                          |

## 3. 農村景観形成地域

### 1) 区域の設定

明石、東大滝、七ヶ巻、虫生、矢垂、平林、坪山、重地原の集落の区域とする。

### 2) 方針

現存する葛屋根又は茅葺き屋根の伝統的な農家住宅を維持保全するとともに、住宅を新築又は増改築する場合にも、背後の山並みや農家住宅の景観と調和する形態とし、伝統的な農村集落景観を形成するものとする。



### 3) 景観づくり基準

|          |                                                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伝統的な農家住宅 | ○現存する葛屋根又は茅葺き屋根の保全に努める。<br>○葛屋根又は茅葺き屋根を維持できない場合には、葛屋根又は茅葺き屋根と同様の形式で濃いグレー・茶系など基本とする。<br>○壁は土壁などの自然の素材をなるべく活用し、無彩色（白・グレー）、茶系、ベージュとし、外壁の保護は板張りをするなど伝統的な農家住宅の風情を残す。<br>○敷地内には植栽し、自然豊かな住宅としての風格を維持する。 |
| 新築の住宅    | ○屋根は原則として切り妻とし、軒先は壁・窓を保護する長さとする。<br>○屋根の色は自然景観と調和する濃いグレー・茶系など基本とする。<br>○外壁は土壁などの自然の素材をなるべく活用し、無彩色（白・グレー）、茶系、ベージュを基本とする。<br>○壁以外の窓枠などの材料は、木材など自然の素材をなるべく活用する。                                     |
| 敷地内      | ○住宅の家屋周辺の整理整頓を行い、美しい農村集落風景を維持・形成する。                                                                                                                                                              |

## 4. まちの景観形成地域

### 1) 区域の設定

温泉情緒のある景観形成地域の周辺で、豊郷地域、前坂地域の住宅地の区域とする。

### 2) 方針

本村南側より県道（飯山野沢温泉線）からアプローチした際に、前面の農地、背景の山並みとともに最初に見える景観である。このように上下を緑に囲まれ、また敷地内に豊富な緑を有する、ゆとりのあるまちの景観を保全する。

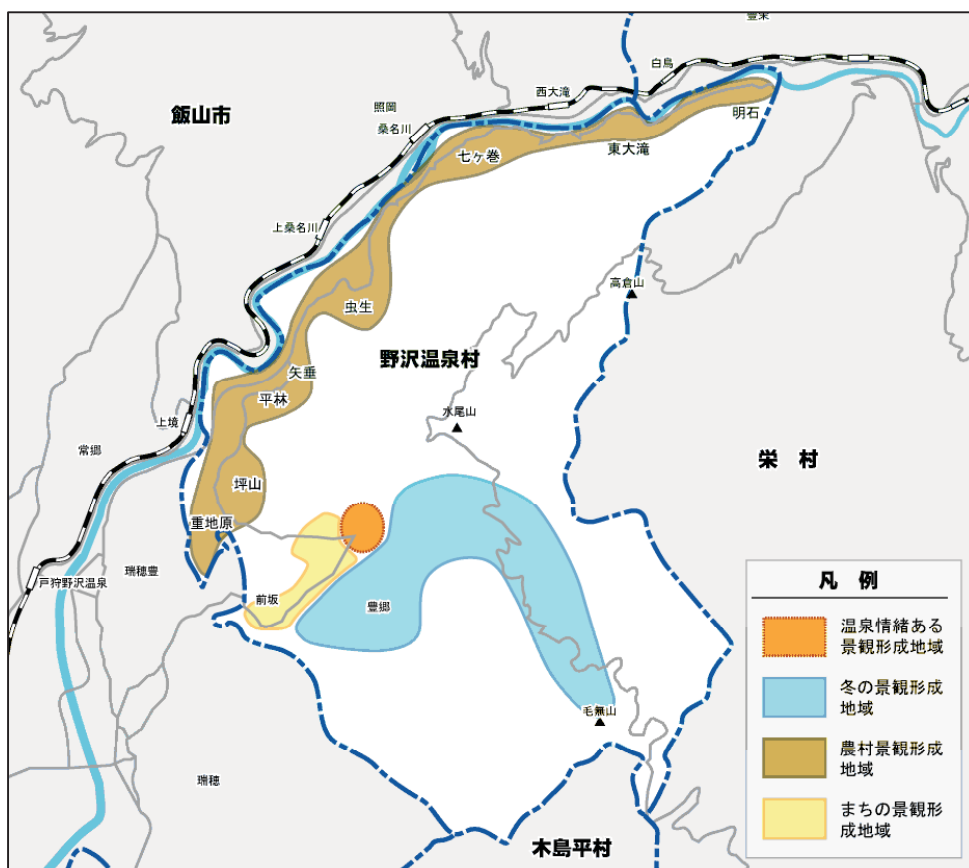


### 3) 景観づくり基準

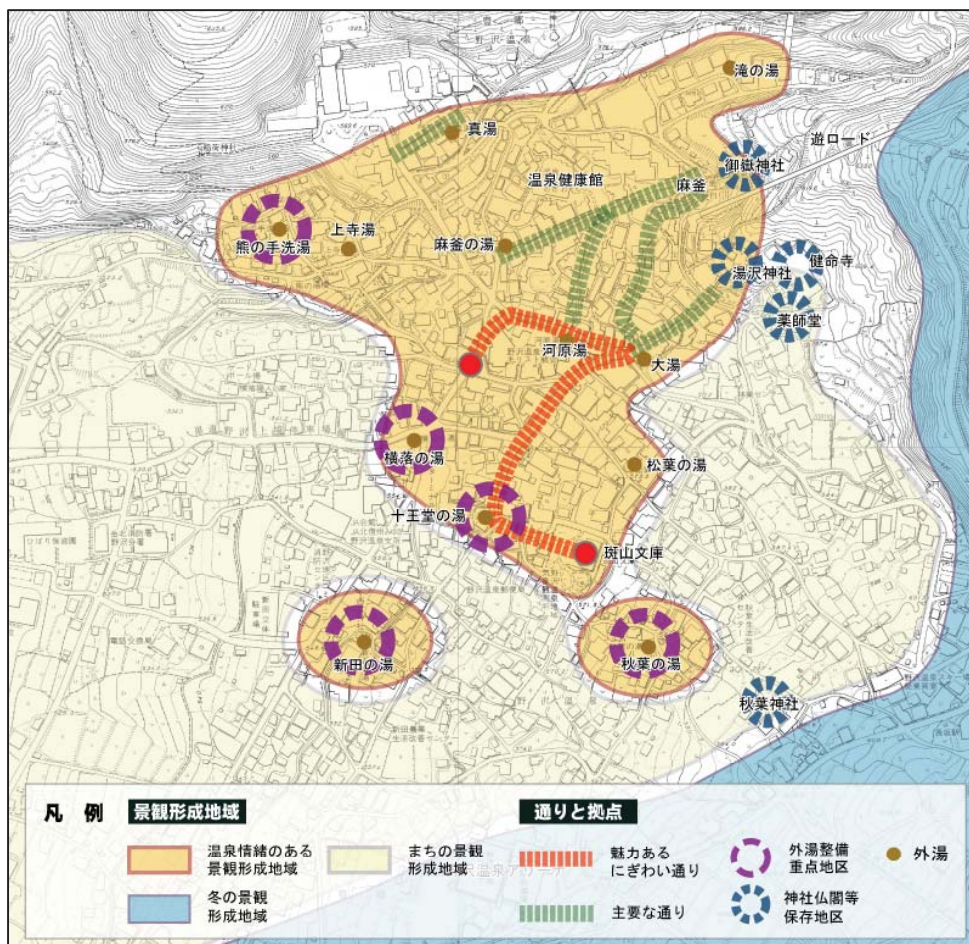
|     |                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------|
| 屋 根 | ○建物の屋根は傾斜屋根とし、原則として壁・窓を保護する軒先とする。<br>○屋根の色は濃いグレー、茶系とする。              |
| 外 壁 | ○外壁は土壁などの自然の素材をなるべく活用し、無彩色（白・グレー）か茶系の落ち着いた色彩とする。                     |
| 敷地内 | ○敷地内にはなるべく豊富に樹木や花等により植栽を行い、遠景（遠くから見る景観）として緑がまちなかに介在する景観を形成するよう工夫をする。 |

図 景観形成地域及び通りと拠点の位置

■村全域



■温泉街





## Ⅱ. 通りと拠点の設定と方針

○温泉情緒ある景観形成地域を中心として、得に重要な通りと拠点を以下の通り位置づけ、その基本方針を示す。

○ここに示す各通りや拠点については、地区住民により、地区景観づくり計画（及び協定）を策定し、地区独自のルールに基づき、地区の個性に応じた景観づくりを行うよう促すものとする。

### 1. 魅力あるにぎわい通り

#### 1) 区域の設定

温泉街の中心的な通りで、おぼろ月夜の館から十王堂の湯、大湯通り、大湯、河原湯、朝日屋前までの通りとする。



●大湯通り

#### 2) 方針

店舗や旅館、外湯など、観光地としての主要な施設が集中する通りとして魅力と個性があり、心地よさを感じることでできる景観づくりを目指す。

建物は木など自然素材を使用した外観と看板のデザインを行うことを基本として、各店舗内には休憩スペースやスポット的な魅力的な空間づくりを行うことにより、来訪者へのおもてなしの心がにじみ出た空間づくりを目指す。

自動販売機などの付属物については通り毎の景観の調和に配慮し、配置方法や色を工夫するものとする。

### 2. 主要な通り

#### 1) 区域の設定

主要な通りとして以下の7カ所の通りを位置づける。

- ①河原湯～みなと
- ②麻釜～麻釜の湯（麻釜通り）
- ③百番商店～真湯
- ④御殿橋～おぼろ月夜の館
- ⑤中尾の縦道
- ⑥大湯～湯澤神社
- ⑦大湯～杉山理髪店～ゆらり～麻釜



●麻釜通り

#### 2) 方針

温泉情緒のある景観形成地域に示す方針・基準を基本として、各通り毎の計画を策定し、景観形成を図るものとする。

通り毎の計画の検討にあたっては、建物等に関する基準のみならず、道路の舗装など公共物のあり方の等についても検討して、通りの特性に調和した整備方針を定めることとする。



### 3. 外湯整備重点地区

#### 1) 区域の+設定

今後整備を行う必要のある地区として、十王堂の湯、新田の湯、秋葉の湯、横落の湯、熊の手洗い湯を位置づける。

#### 2) 方針

外湯の建物については、大湯をモデルとした湯屋建築を参考に地域の木材や自然素材で造ることを基本とする。

外湯の整備と合わせて、利用者がくつろげるような建物周辺の整備のあり方についても検討する。



### 4. 神社仏閣等保存地区

#### 1) 区域の設定

神社仏閣等保存地区として、御嶽神社、麻釜、湯澤神社、健命寺、薬師堂、秋葉神社、八幡神社など、豊郷地域の神社仏閣をはじめ、他の地域の神社仏閣の周辺地区を位置づける。

#### 2) 方針

各地区においては現状の静寂な風景を維持保全することを基本とする。

